

(介護予防) 特定福祉用具販売
重要事項説明書

株式会社ハピネス

【事業の目的】

株式会社 ハピネスが行う（介護予防）特定福祉用具販売の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、看護師、准看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者、又は都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認めるもの）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な（介護予防）特定福祉用具販売を提供することを目的とします。

【事業の基本方針】

- （１）（介護予防）特定福祉用具販売において、事業所の専門相談員は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ります。
- （２）（介護予防）特定福祉用具販売において、事業所の専門相談員は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。
- （３）本事業実施に当たっては、市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努めます。

1.（介護予防）特定福祉用具販売事業所 株式会社ハピネス の概要

名 称 株式会社 ハピネス

所在地 富山県高岡市野村 1355-9

○ 提供できるサービスの種類と地域

- （１） 通常の事業の実施地域 ※下記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。

高岡市、射水市、砺波市、小矢部市、氷見市

- （２） 職員体制

	人数
管理者	1 名
看護師	1 名（管理者と兼務）
作業療法士	1 名
福祉用具専門相談員	2 以上（常勤換算）

- （３） 営業時間

月曜日～金曜日：午前 9 時～午後 6 時 土曜日：午前 9 時～午後 1 時

（上記のうち日曜日・祝祭日及びお盆（8 月 13 日～8 月 15 日）、年末年始（12 月 30 日～1 月 3 日）は休業させていただきます。）

電話連絡先 0 7 6 6－5 4－6 1 1 4

2. 取扱種目

・厚生労働大臣の定める（介護予防）特定福祉用具

- | | | |
|-------------|-------------------|--------|
| ① トイレ排泄補助具 | ② 入浴補助用具 | ③ 簡易浴槽 |
| ④ リフトのつり具部分 | ⑤ 自動排泄処理装置の交換可能部品 | |

・選択制の対象となる（介護予防）特定福祉用具

- ① 固定用スロープ ② 歩行器（歩行車を除く）
③ 単点杖（松葉づえを除く） ④ 多点杖

3. 取扱商品の代金

- （１）（介護予防）特定福祉用具を提供した場合の代金は、一旦全額をお支払いいただき、申請書・領収証・購入品がわかる資料とともに申請しますと、後日指定の口座に購入費の９割（または８割・７割）が振り込まれます。但し、支給限度額を超えた場合は、全額自己負担となります。
- （２）サービス提供地域を越えて、中山間地域等にお住まいのお客様に福祉用具を提供した場合、交通費に相当する額として一月 300 円を加算させていただきます。
- （３）福祉用具の搬出入にあたり特別な措置が必要な場合、当該措置に要する費用については、その実費はご利用者様負担となります。

4. 搬入

- （１）ご利用者の希望日時に搬入できるよう、事業所内で調整をとり実施いたします。
- （２）搬入時には、利用者の身体・自宅の状況などに応じて福祉用具の組立調整を行います。
- （３）商品の機能、使用方法、使用上の留意事項、それを記載した取扱説明書をご利用者、家族に掲示し十分に説明を行った上で必要に応じ居てご利用者に実際に当該福祉用具をご使用いただきながら、使用方法の説明を実施いたします。尚、取扱説明書は商品の使用説明後にお渡しいたします。

5. 返品・交換

原則として、納品後の商品の返品・交換は受付けておりません。但し、未使用の場合に限り、利用者の身体や環境の変化などやむ終えない場合にはこの限りではありません。

6. 身体拘束等の適正化の推進

- （１）利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。
- （２）身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

7. サービス内容に関する相談・苦情窓口

株式会社 ハピネス 瀧澤 香里
電話連絡先 0766-54-6114

8. 苦情処理の窓口

該当	窓口	連絡先
	高岡市役所 長寿福祉課	(0766) 20-1373
	射水市役所 福祉保健部 介護保険課	(0766) 51-6627
	氷見市役所 福祉介護課	(0766) 74-8111
	砺波地方介護保険組合	(0763) 34-8333
●	国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	(0764) 31-9833
●	富山県 福祉サービス運営適正化委員会	(0764) 32-3280

9. 事故発生時の対応

万一、購入された特定介護（予防）福祉用具において、事故が発生した場合は、大至急ご連絡下さい。事故対応マニュアルに基づき、処置いたします。尚、その責任が当社にもある場合には当社加入の「介護事業者賠償責任保険」において適正な賠償を行います。

10. 守秘義務

業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。但し、サービス担当者会議等で情報の開示をさせていただくことをご了解下さい。

年 月 日 上記について双方了解しました。

(ご利用者宅記入欄)

住所

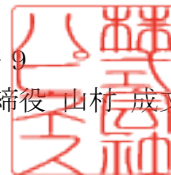
ご利用者様

ご家族様（続柄： ）

(販売事業所記入欄)

富山県高岡市野村 1 3 5 5 - 9

株式会社 ハピネス 代表取締役 山村 成文
担当者



20240701